

第32回浜中町農業委員会総会議事録

1 日 時 平成28年12月22日(木) 午後1時00分

2 場 所 浜中町役場茶内支所 会議室

3 出席委員 11名

1番 百々英夫

3番 永洞忠志

4番 穴吹 栄

5番 白川俊明

6番 新井功仁恵

8番 嗟峨弘巳

9番 松家忠夫

10番 白川英之

11番 谷口正明

12番 堀金澄恵

13番 梅原順一

4 出席職員 3名

事務局長 箱石雄彦

農政係長 酒井美和子

農地係長 中田昌浩

5 議 事

- 日程第 1 総会成立報告
- 日程第 2 開会
- 日程第 3 議事録署名委員の指名
- 日程第 4 会期の決定
- 日程第 5 会務報告
- 日程第 6 報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
- 日程第 7 報告第 2 号 農地法第 1 8 条の規定による合意解約について
- 日程第 8 議案第 1 号 土地の現況証明願について
- 日程第 9 議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 日程第 1 0 議案第 3 号 平成 2 9 年度浜中町農業委員会事業計画の作成について
- 日程第 1 1 議案第 4 号 平成 2 9 年度浜中町農業委員会予算の提出について
- 日程第 1 2 議案第 5 号 浜中町農業委員会委員の辞任について
- 日程第 1 3 次回総会日程（予定）について

事務局 長

第32回浜中町農業委員会総会の開会に先立ち、御報告申し上げます。

本日の会議の出席委員は、在任委員12名のところ11名の出席でございます。よって、浜中町農業委員会会議規則第8条の規定により、本日の総会が成立しておりますことを、御報告申し上げます。

なお、橋場委員については、あらかじめ出席できない旨の報告がありましたことを申し添えいたします。

それでは、開会にあたり会長より御挨拶をいただきます。

議 長

本年も、今日を入れてわずか10日となり、年の瀬の大変お忙しい中、第32回総会に御出席いただき大変ありがとうございます。また、農政部会の方々におかれましては、10時半より29年度の事業計画と予算について協議をしていただきました。引き続きの会議ということで大変お疲れのところ、よろしくお願ひしたいと思います。また、その他の皆様にもこのあとの総会でも提案しておりますので、そちらの方もよろしくお願ひいたします。

さて、皆様も御案内のとおり、今月の中旬には加工原料乳の補給金が10円56銭で決着をし、交付対象乳量につきましても350万トンと、今までは用途別に少しずつ単価が違っておりましたけれども、生クリーム等の液状化乳製品を交付対象に追加したことにより単価を一本化し、用途の区別を設けないことで決着したようでございます。それでプール乳価についても2円60銭ということで決まりました。

また、我が町の生乳生産状況ですけれども、12月上旬で前年対比95.6%、28年度の累計では101.7%ということで、だんだんと落ち込んでおり、年末には前年割れをする見通しでございます。そのような中でもしっかりと生乳生産をしていただくために、農地を適正に利用していただけるように農業委員活動をしていきたいと思っておりますので、この点につきましてもよろしくお願ひ申し上げます。

また、松家委員におかれましては今回が最後の総会となります。約2年6ヵ月の間、委員会活動に御協力いただき大変ありがとうございました。

本日は、報告2件、協議案件5件の提案をしておりますので、よろしく御審議をいただきますようお願い申し上げ、開会の挨拶に代えさせていただきます。

本日は、大変ありがとうございます。

日程第3 議事録署名委員の指名を行います。

本日の会議の議事録署名委員は、浜中町農業委員会会議規則第70条の規定により、議長において、6番 新井委員、8番 嵯峨委員を指名いたします。

日程第4 会期の決定を議題とします。

本総会の会期は、本日1日としたいと思います。これに御異議ございませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
よって、本総会の会期は、本日1日と決定いたしました。

事 務 局 長 日程第5 会務報告をいたします。事務局より報告させます。
(会務報告あるも省略)

議 長 事務局より報告が終わりました。ただ今の会務報告を含め、本日の議案関係以外で質問等があれば、これを受けます。

各 委 員 (なしの声)

議 長 ないようなので、これで、会務報告を終了します。

事 務 局 長 日程第6 報告第1号農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。
報告第1号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、報告の内容を御説明申し上げます。
農地法第3条の3第1項の規定では、「農地又は採草放牧地について、同法第3条第1項に掲げる権利を取得した者は、農林水産省令で定めるところにより、その農地又は採草放牧地の存する市町村の農業委員会にその旨を届け出なければならぬ。」とされております。
本件は、2件の届出がありますが、整理番号1の届出人は、浜中東4線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏で、故 〇〇〇〇氏名義の農地について、相続により所有権の取得をしたものでございます。今回の届出により取得した農地は合計〇筆で、面積は〇〇万〇, 〇〇〇㎡、権利を取得した日は平成〇〇年〇月〇〇日でございます。
次に、整理番号2の届出人は、円朱別西6線〇〇〇番地、〇 〇〇氏で、故 〇〇〇〇氏名義の農地について、相続により所有権の取得をしたものでございます。今回の届出により取得した農地は合計〇〇筆で、面積は〇〇万〇〇〇㎡、権利を取得した日は平成〇年〇月〇〇日でございます。
土地の詳細につきましては、議案書3ページ、5ページ及び議案関係資料1ペ

ージから 2 ページに記載しておりますので、御確認いただきたいと思います。

以上、本人からの届出に基づき、御報告申し上げますので、御承認くださいますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 事務局より提案理由の説明が終わりました。
これから、報告第 1 号の質疑を行います。
まず、整理番号 1 について、質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
次に、整理番号 2 の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、報告第 1 号を採決いたします。
お諮りします。
整理番号 1 は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
よって、報告第 1 号は、原案のとおり承認されました。
次に、整理番号 2 を採決いたします。
本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
よって、整理番号 2 は、原案のとおり承認されました。

日程第 7 報告第 2 号農地法第 18 条の規定による合意解約についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長 報告第 2 号農地法第 18 条の規定による合意解約について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農地法第18条第1項及び第2項では、「農地又は採草放牧地の賃貸借の当事者は、政令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければ、賃貸借の解除、解約の申入れ、合意による解約をしてはならない。ただし、合意による解約が、土地を引き渡すこととなる日より6ヶ月以内前に成立し、その旨が書面において明らかである場合は、この限りでない。」と規定されております。

また、同条第6項の規定では、「その解約が行われた場合には、当事者は農林水産省令で定めるところにより、農業委員会に通知をしなければならない。」とされております。

本案は、1件の合意解約に係る報告でございますが、整理番号1は、東京都豊島区東池袋2丁目〇番〇号 〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇号、〇〇〇〇氏が、円朱別西6線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏に農地法第3条により賃貸借していた土地の合意解約で、対象地は円朱別西3線〇〇番〇のうち、〇筆、面積は〇万〇、〇〇〇㎡、契約期間は平成〇〇年〇〇月〇日から平成〇〇年〇月〇〇日までとなっておりますが、この度の解約により平成〇〇年〇〇月〇〇日に土地の引き渡しが行われております。土地の詳細につきましては、議案書8ページ及び議案関係資料3ページに記載しておりますので、御確認いただきたいと思います。

以上、本人からの届出に基づき、御報告申し上げますので、御承認くださるよう、よろしくお願いいたします。

議長 事務局より提案理由の説明が終わりました。
これから、報告第2号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、報告第2号を採決いたします。
お諮りします。
本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、報告第2号は、原案のとおり承認されました。

日程第8 議案第1号土地の現況証明願についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局 長

議案第1号土地の現況証明願について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

北海道農地法関係事務処理要領第8の4の(4)の規定では、「農業委員会は、土地の現況証明願を受理したときは、農業委員3名以上で現地を調査して判断するものとし、証明書は必ず総会の審議に付した後に発行すること」とされております。

本案は3件の現況証明願でございますが、浜農委28-13号の願い出人は、茶内西7線〇〇〇番地、〇〇〇〇〇氏、願い出地は茶内西6線〇〇番〇、〇筆、面積〇万〇、〇〇〇㎡のうち〇、〇〇〇㎡で、牛舎の増築に伴う現況地目の確認でございます。現地調査につきましては、農地部会の方々により〇〇月〇〇日に実施し確認をしておりますが、調査の結果、願い出地は牛舎用通路、作業用地として利用している土地であり、農地として利用されていないため、農地・採草放牧地以外であるとの御判断をいただいております。

次に、浜農委28-14号の願い出人は、茶内緑〇〇番地、〇〇〇〇〇氏の代理人で茶内栄〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇〇、願い出地は西円朱別西18線〇〇番〇ほか〇筆、面積〇、〇〇〇㎡で、所有権移転を目的とした地目変更登記に伴う現況地目の確認でございます。現地調査につきましては、農地部会の方々により〇〇月〇〇日に実施し確認をしておりますが、調査の結果、願い出地は一部に堆肥舎が建設され、その他は農地として利用されていないため、農地・採草放牧地以外であるとの御判断をいただいております。

次に、浜農委28-15号の願い出人は、茶内栄〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、願い出地は茶内西〇〇番〇、〇筆、面積〇〇〇万〇、〇〇〇㎡のうち〇万〇、〇〇〇㎡で、分筆による地目変更登記を目的とした現況地目の確認でございます。現地調査につきましては、農地部会の方々により〇〇月〇〇日に実施し確認をしておりますが、調査の結果、願い出地は育成牛舎、農業用施設等が建設されており、農地として利用されていないため、農地・採草放牧地以外であるとの御判断をいただいております。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては農地係長より説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

農地係 長

(詳細説明あるも省略)

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。

質疑に入る前に、調査に当たった委員の方々から補足があれば、これを受けます。調査委員の方々、何かありませんか。

各調査委員

(なしの声)

議長 特にないようなので、これから、議案第1号の質疑を行います。本案については、浜農委28-14号と15号で○番○○○○委員と私が、浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、議事参与の制限に該当いたします。議案審議の方法といたしましては、浜農委28-13号の質疑、採決を先に終了させ、続いて浜農委28-14号以降の質疑に入りたいと思います。

それでは、これから浜農委28-13号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、浜農委28-13号を採決いたします。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、浜農委28-13号は、原案のとおり可決されました。
次に、浜農委28-14号の質疑を行います。○○○○委員と私は、ここで退席いたします。退席後の議事進行につきましては、職務代理が取り進めますので、よろしく願いいたします。

(会長、○○○○委員退席、退室)

職務代理 それでは、引き続き、会議を行います。
これから、浜農委28-14号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

職務代理 質疑なしと認めます。
次に、浜農委28-15号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

職務代理 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、浜農委28-14号を採決いたします。

	<p>お諮りします。</p> <p>本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。</p>
各 委 員	<p>(異議なしの声)</p>
職 務 代 理	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、浜農委28-14号は、原案のとおり可決されました。</p> <p>次に、浜農委28-15号を採決いたします。</p> <p>本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。</p>
各 委 員	<p>(異議なしの声)</p>
職 務 代 理	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、浜農委28-15号は、原案のとおり可決されました。</p> <p>(会長、〇〇〇〇委員入室、着席)</p>
議 長	<p>日程第9 議案第2号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。</p>
事 務 局 長	<p>議案第2号農地法第3条の規定による許可申請について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。</p> <p>農地法第3条第1項では、「農地又は採草放牧地について、所有権を移転し、又は使用貸借権、賃貸借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定する場合には、政令で定めるところにより、当事者が農業委員会の許可を受けなければならない。」とされております。</p> <p>本案は、賃貸借及び使用貸借による権利の設定、合計2件の許可申請であります。整理番号1は、東京都豊島区東池袋2丁目〇番〇号 〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇号、〇〇〇〇氏所有地〇筆、面積〇万〇、〇〇〇㎡に係るもので、この土地を円朱別西6線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏に賃貸借による権利の設定を行おうとするものでございます。</p> <p>次に整理番号2は、浜中東4線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏所有地〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡に係るもので、この土地を浜中桜南〇〇番地、〇〇〇〇氏に使用貸借による権利の設定を行おうとするものでございます。</p> <p>以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては農地係長より説明いたしますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。</p>

なお、本届け出については、議案関係資料の調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしておりますことを申し添えいたします。

農地係長 (詳細説明あるも省略)

議長 事務局より提案理由の説明が終わりました。
続いて、担当委員より補足説明を受けます。
まず、整理番号1について、10番白川英之委員、お願いします。

白川(英)委員 (補足説明あるも省略)

議長 ありがとうございます。
次に、整理番号2について、3番永洞委員、お願いします。

永洞委員 (補足説明あるも省略)

議長 ありがとうございます。
それでは、これから、議案第1号の質疑を行います。
まず、整理番号1について、質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、整理番号2の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、議案第1号を採決いたします。
お諮りします。
整理番号1は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号2を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第3号平成29年度浜中町農業委員会事業計画の作成についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長

議案第3号 平成29年度浜中町農業委員会事業計画(案)について御説明申し上げます。

浜中町農業委員会の事業計画(案)につきましては、例年12月の総会において、新年度予算(案)と合わせて審議いただいておりますのでよろしくお願いいたします。なお、総会に先立ちまして先ほど農政部会におきまして、事前配布の上、その内容について概要を説明、審議いただき、総会へ提案させていただいておりますことを申し添えます。

はじめに全体の構成ですが、前段に事業計画、後段に最近の農業・農業委員会をめぐる情勢と課題について、改正農業委員会法による農業委員会組織と課題やTPP交渉をめぐる動き、農地台帳整備・公表の取り組み、新たな農業委員会組織の概要などについて記載しております。

それでは、概要について1ページから順に御説明申しあげます。1ページ目、「はじめに」ということで、最近の社会情勢、農業情勢などについて概要を述べております。

次に、ローマ数字の大きいI項目目として、29年度事業を推進するにあたっての「基本方針」でございますが、ここでは農業委員会の基本的な活動方針ということで、全国農業会議所が示した「新・農地を活かし、担い手を応援する全国運動」による4項目をあげております。1点目は担い手への農地利用集積8割と遊休農地ゼロの確保、2点目は担い手の確保と経営の合理化・高度化に向けた支援、3点目は地域の声を取りまとめた関係行政機関等への意見の提出、4点目は情報提供活動の強化としております。

次に、2ページ目のローマ数字のII、「運動の重点事項」として、6項目あげてございます。1項目目として、「農地管理と有効利用に向けた機能の発揮」ということで、農地を農地として利用すべきとする責務を踏まえ、農業者等に対する啓発活動や指導について、農地パトロールの実施、遊休農地発生防止に係る指導の関係、農地利用集積の推進、農地台帳・地図情報の電子化と公表への対応、

標準賃借料の検討、見直しなどについて記載してございます。

次に2項目目として、「農業構造政策の積極的な推進」ということですが、担い手の育成・確保対策は農業委員会の重要業務であり、人的側面から地域農業を守る要をなすものであるという認識の下、農地の利用集積・農地流動化推進にあたっては、各種制度の活用を十分に配慮し、一体的に推進していくとするもので、認定農業者や集落営農等の掘り起こし、利用集積の推進、農地中間管理事業・人農地プラン作成への積極的な参画、地域との連携・調和を前提とした企業等新たな農業のパートナー作り、浜中町地域担い手育成総合支援協議会、浜中町農業後継者対策推進協議会との連携などについて記載しております。特に農業委員会会長が、浜中町農業後継者対策推進協議会の会長を兼ねておりますので、農業委員会として今まで以上に積極的な活動を展開していかなければならないと思っております。

次に、3ページ目でございますが、3項目目の、「農業振興施策・提言の実践」として、農地利用等の推進に関する事項について、関係行政機関等に対する意見提出の取り組みや、農業者・関係団体等との話し合い活動の推進、また、それら団体等との連携・実践活動の展開について記載してございます。

4項目目、「情報活動の強化」としては、農業委員会の活動や役割、また、農業情勢に係る情報収集・情報提供について、具体的には、賃借料情報の提供、標準賃借料の見直し経過や総会議事録のホームページへの掲載、農業委員会だよりの発行などをあげています。

5項目目でございますが、「活動体制の整備・強化」として、農業委員会活動の見える化と、委員・事務局職員の資質向上の関係について、各委員さんの地区担当制の徹底と地域活動の推進、自主的な研修会の開催、積極的な各種研修会への参加などについて記載しております。

6項目目は、「農業者年金の加入促進」として、例年に引き続き、委員さんの活動、お声かけ、あるいは浜中町農業協同組合との連携により加入推進に努め、29年度についても毎年の単年度目標5名の加入を数値目標として計画したいと思っております。

次に、大きい項目のⅢ、「執行体制」についてですが、1項目目には、毎月の総会を始めとする諸会議の開催について、2項目目として、法令に基づく所掌業務について、主なものを記載しています。次に3項目目として、法令には基づきませんが、農業振興のための不可欠な任意業務について、4項目目は意見の公表について、5項目目として、農業委員の社会的地位と役割について記載しています。

以上で事業計画の部分は終わりました、6ページ中絶からは、大きい項目のⅣ「農業と農業委員会をめぐる情勢と課題について」の説明をさせていただきます。1項目目は「農業・農政をめぐる主な動き」として、6ページから7ページに

かけて記載しています。(1)では、「改正農業委員会法による農業委員会組織と課題」として、来年7月29日の任期満了日までの経過措置や定数、委員の候補者選考に係る第三者機関の設置について、また課題として建議に代わる意見の提出や中立委員の任命、女性農業委員の登用について記載しています。

2項目目は「TPP交渉等をめぐる動き」についてですが、政府は環太平洋連携協定と関連法を成立させたが、次期アメリカ大統領が離脱を表明しており、発効は絶望的となっています。改めてTPPの概要について記載しています。

3項目目「農地中間管理事業及び農地台帳整備・公表の取り組み」ですが、農地中間管理事業への対応として、27年度の実績と5月に発表した「農地中間管理機構を軌道に乗せるための方策」について、内容を記載しています。また、農地台帳等への整備・公表への対応として、全国農地ナビについて、内容を記載しています。

9ページ目中段4項目目「農業委員会組織の役割・機能と活動」では、改正農委法による組織の体系と全国農業会議所が掲げる「農業委員会組織の使命」と「組織の条件」を記載し、農業委員会活動を展開したいと考えています。

以上、平成29年度浜中町農業委員会事業計画の内容について、概略を説明させていただきました。

よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

議長

事務局より提案理由の説明が終わりました。
これから、議案第3号の質疑を行います。質疑ありませんか。
6番新井委員。

新井委員

事業計画書6ページの農業委員の役割のところに認定農業者制度の推進とありますが、具体的にどのようなことなのか教えていただきたいと思います。

農地係長

認定農業者制度とは、農業経営基盤強化促進法に規定されているものですが、農業経営の改善に取り組もうとする農業者が、浜中町が定める農業基本構想に定める基準を満たした場合に町が認定をいたします。

この認定を受けた農業者に対しましては、様々な支援制度がございまして、経営の合理化や規模拡大といった場合に優遇措置が講じられます。そういった安定的な農業経営を目指す者にとって有利な認定農業者制度を周知していきましようという、そういった内容でございます。

議長

他に質疑ありませんか。

各委員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、議案第3号を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。
よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第4号平成29年度浜中町農業委員会予算の提出について
を議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長

議案第4号平成29年度浜中町農業委員会予算の提出について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

予算の総額につきましては、歳入で前年度対比25万7,000円減の606万6,000円、歳出で前年度対比46万9,000円減の1,243万8,000円でございますが、減額の主な理由といたしましては、歳入では道支出金の交付割合の減によるもの、歳出では先進地視察研修に伴う旅費と公用車の車検経費、さらには農地台帳保守委託料の減が主な理由となっております。

次に、歳入、歳出それぞれについて説明させていただきます。

まず、歳入でございますが、予算の総額につきましては606万6,000円で、予算の項目につきましては前年度と同様でございます。内容につきましては、13款 使用料及び手数料の現況証明手数料は前年同額の4万5,000円、15款 道支出金の農業委員会交付金は1,000円増の399万6,000円、機構集積支援事業補助は41万7,000円減の98万3,000円、20款 諸収入の雑入は15万9,000円増の104万2,000円となっております。

次に、歳出の説明をいたします。予算の総額につきましては、前年度対比46万9,000円減の1,243万8,000円となっており、今年度と比較して主に変更となっている部分は、改選に伴う委員報酬の増と来年度は実施しないこととなっている業務に係る経費の減額でございます。

次に、事業名ごとに説明させていただきますと、農業委員会委員に要する経費の総額は、前年度対比9万1,000円減の777万円でございますが、内訳といたしましては、農業委員報酬66万2,000円、費用弁償105万3,000円、需用費9万7,000円でございます。

次に、農業委員会事務局に要する経費でございますが、前年度対比37万4,000円減の441万8,000円を計上しております。内訳といたしましては、

臨時職員厚生年金保険料34万5,000円、臨時雇上賃金209万8,000円、普通旅費48万5,000円、会長交際費10万円、需用費37万7,000円、役務費6万円、農地地理情報システム保守委託料10万8,000円、コピー機借上料54万2,000円、負担金補助及び交付金30万3,000円でございます。

次に、農業者年金事務に要する経費でございますが、前年度対4,000円減の16万5,000円となっております。内訳といたしましては、普通旅費6万8,000円、需用費5万7,000円、負担金補助及び交付金4万円でございます。

次に、農用地集団化に要する経費でございますが、前年同額の8万5,000円を計上しております。内訳につきましても変更はございませんので、説明は省略させていただきます。

以上、平成29年度浜中町農業委員会予算について御説明申し上げましたが、本案につきましては、本日午前10時30分開催の農政部会において、御承認いただき、御提案させていただいておりますことを併せて御報告申し上げます。

なお、詳細につきましては、農政係長より説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

農政係長

(詳細説明あるも省略)

議長

事務局より提案理由の説明が終わりました。
これから、議案第4号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員

(質疑なしの声)

議長

質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、議案第4号を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。
よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第5号浜中町農業委員会委員の辞任についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局 長

議案第5号浜中町農業委員会委員の辞任について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

本案は、委員の身分に関するものでありまして、〇〇〇〇委員から〇〇月〇〇日付けをもって退職届の提出があったものでございますが、改正前の農業委員会等に関する法律第16条では、「委員又は会長は、正当な事由があるときは、農業委員会の同意を得て辞任することができる。」と規定されており、委員辞任の要件としましては、「正当な事由があることと、農業委員会の同意」が必要とされております。辞任の理由は、一身上の都合によるものでございますが、社会通念上の一般的な良識から、やむを得ないものであると判断されます。また、農業委員会の同意については、御本人を除く総会出席委員の過半数の賛成によって行うこととされております。

なお、〇〇委員は〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇からの推薦による選任委員でございますが、辞任後の補充の推薦は行われたい予定であることを〇〇委員から御報告を受けておりますので、今後の本委員会の運営につきましては、選挙委員8名、選任委員3名の計11名での活動となりますことを御了承いただきたいと存じます。

以上、提案理由の説明を申し上げましたので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

議長

ただいま事務局から説明がありましたとおり、〇〇委員より〇〇月〇〇日付けで退職願の提出がありました。〇〇委員におかれましては、平成〇〇年〇月より農業委員としての職責を果たされてまいりましたが、一身上の都合により退職したいという願い出があり、本日総会にお諮りすることといたしました。

これから、議案第5号の質疑を行うことといたしますが、〇〇委員につきましては、浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、議事参与の制限に該当いたしますので、退席願います。

(〇〇委員退席、退室)

それでは、これから、議案第5号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員

(質疑なしの声)

議長

質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、議案第5号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、辞任について同意することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、本案は、同意することに決定いたしました。

続きまして、農業委員の欠員に伴う議席番号の取扱いについて、お諮りしたいと思えます。

欠員に伴う議席番号につきましては、前例によりまして、○番をそのまま欠番とすることでよろしいでしょうか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議がないようですので、議席番号○番を欠番とさせていただきます。

(○○委員入室、着席)

○○委員さん、辞任につきまして同意させていただきました。

これまで○年○ヶ月にわたり地域の農業者の代表として、地域のために、また浜中町農業委員会のために貢献をいただきました。今後は委員のOBとして御指導等いただければというふうに思っております。

改めまして、これまでの御苦勞に感謝を申し上げたいと思えます。

大変ありがとうございました。

(一同拍手)

それではここで、○○委員の方から辞任に伴っての御挨拶をしたいという申出がありましたので、よろしく願いいたします。

○ ○ 委 員

私事で大変恐縮でございますけれども、私は本日をもちまして委員の職を辞することになりました。辞任の理由は、息子に経営を移譲することになりまして、○○○○○の組合員としての資格がなくなってしまいます。私は○○○○からの推薦で農業委員になっておりましたので、組合員でなくなることにより農業委員の方の資格もなくなります。そういった理由での辞任となります。

任期の途中での辞任で大変心苦しいのですが、今まで梅原会長さん始め委員の皆様方には大変お世話になりました。そして、事務局職員の皆様にも大変お世話になり、ありがとうございました。重ねてお礼を申し上げます。微力ではありま

すが、これからは一農業者として農業委員会の活動に協力していきたいと思っております。

簡単でございますけれども、辞任の挨拶とさせていただきます。

大変ありがとうございました。

(一同拍手)

議 長

引き続き、会議を行います。

日程第13 次回総会日程についてを議題とします。事務局より提案させます。

事務局 長

次回総会日程につきましては、1月31日、火曜日、午前10時からを提案いたします。

事務局より提案がありましたが、次回総会日程については、1月31日、火曜日、午前10時からということよろしいでしょうか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議がないようなので、次回総会日程については、1月31日、火曜日、午前10時からに決定いたしました。

以上で、本総会に付議された案件は全部終了いたしました。

これで、第32回浜中町農業委員会総会を終了いたします。

御苦労さまでした。

閉会時刻 午後3時50分

上記会議の顛末を記載し相違なき事を証するため署名捺印する。

浜中町農業委員会

会長 梅原 順一

浜中町農業委員会

6番 新井 功仁恵

浜中町農業委員会

8番 嗟峨 弘己

農地法第3条調査書

調査日：平成28年10月18日

第32回浜中町農業委員会総会
議案第2号 整理番号1（賃貸借）

賃貸人	○ ○ ○ ○	賃借人	○ ○ ○ ○	作成者	農地係長 中田昌浩
調査員	白川(英)委員、穴吹委員、嵯峨委員、橋場委員				
	判 断 理 由				該 当
第2項第1号 (全部効率利用)	賃借人の経営農地は○○○haあり、全て耕作の目的に供されている。保有している機械の能力、労働力等からみて、耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できる。				しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	賃借人は個人であり該当はしない。				しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので該当はしない。				しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	賃借人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。				しない
第2項第5号 (下限面積)	下限面積（2ha）を超えている。				しない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請地に係る農地は賃貸人の所有地であり、転貸には該当しない。				しない
第2項第7号 (地域調和)	<p>本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。</p> <p>なお、現地調査については、農業委員4名と事務局2名が現地状況等を確認した。</p>				しない

農地法第3条調査書

調査日：平成28年12月9日

第32回浜中町農業委員会総会
議案第2号 整理番号2 (使用貸借)

貸付人	○ ○ ○ ○	使用人	○ ○ ○ ○	作成者	農地係長 中田昌浩
調査員	永洞忠志委員				
	判 断 理 由				該 当
第2項第1号 (全部効率利用)	使用人は耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できる。				しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	使用人は個人経営であり該当はしない				しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので該当はしない				しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	使用人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。				しない
第2項第5号 (下限面積)	下限面積(2ha)を超えている				しない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請地に係る農地は貸付人の所有地であり、転貸には該当しない。				しない
第2項第7号 (地域調和)	<p>本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。</p> <p>なお、現地調査については、農業委員1名と事務局1名が現地状況等を確認した。</p>				しない